

医療的ケア児・者に係る取組状況について

<医療的ケア児・者の状況>

- ① 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。
- ② 本県では、医療的ケア児の実数を把握するため、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと協働し、全国に先駆けて平成 28 年度から調査を行っています。その結果、在宅で生活を送る 20 歳未満の医療的ケア児数は、214 人（平成 28 年度）から 240 人（令和元年度）と年々増加傾向にあり、そのうち人工呼吸器を使用する医療的ケア児数は、40 人（平成 28 年度）から 73 人（令和元年度）と約 1.8 倍に増加しています（※1）。
- ③ また、在宅の高度な医療的ケア（人工呼吸器、気管切開）が必要な障がい者（在宅で生活を送る 18 歳以上の医療的ケア者）数は、令和 2 年 4 月 1 日現在で 43 人（人工呼吸器 23 人、気管切開 35 人）となっています。

※1：在宅で生活を送る 20 歳未満の医療的ケア児数（単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人數	214	220	241	240
内訳				
人工呼吸器	40	49	60	73
気管切開	66	62	70	78
胃瘻	62～66	69	67	71
経鼻経管栄養	61～65	58	49	55
在宅酸素	76	88	77	76

<令和 2 年度の障がい福祉課における取組>

- ① 高度な医療的ケア（人工呼吸器、気管切開）が必要な障がい児・者は、日常のケアに手指消毒用エタノールが必要で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う手指消毒用エタノールの供給不足により、薬局等での入手が困難な状況が生じたため、高度な医療的ケアを必要とする障がい児・者がいる家庭に対する手指消毒用エタノール等の優先供給（各家庭へ配付）に取り組みました（令和 2 年 8 月以降は厚生労働省の手指消毒用エタノール購入専用サイトでの有償購入に移行して対応しています）。
- ② 新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、三密を避けるためウェブ会議を活用するなどして、医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が地域で安心して暮らしていくよう、次のとおり「医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業」に取り組んでいます。

- ②-1 「医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業」を独立行政法人国立病院機構三重病院に委託してウェブ会議により実施し、医療的ケア児・者コーディネーター（医療的ケア児等コーディネーター）を 36 人養成しました。
- ②-2 「医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域連携・人材育成事業」として三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターに委託し、各地で構築された支援体制の強化・連携を図るため、4 つの地域ネットワークの代表者や三重大学医学部附属病院小児ト

一タルケアセンター等を出席者とする連携コア会議をウェブ会議により開催（2回開催済み）するなど地域ネットワークへの側面的支援を実施するとともに、各地域ネットワークにおいてスーパーバイズチームメンバーの人選を進めたうえで地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能（※2）の構築・推進を目的とした専門的・実践的な研修会を開催しました（令和2年6月に集合型研修として実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ延期し、令和3年1月16日及び17日にウェブ会議により実施しました。参加者は1日目87人、2日目86人でした）。また、令和3年2月21日には地域ネットワーク連携研修会をウェブ会議にて予定しています。加えて、障害福祉サービス等事業所における医療的ケアの提供開始（スタートアップ）を主な目的として医療的ケア・スタートアップ（スキルアップ）研修をオンライン配信及びウェブ会議により11事業所に対して実施予定としています。

※2：スーパーバイズ機能とは、

医師、看護師、相談支援専門員など支援者に対する助言等を行うアドバイス（支援者支援）機能と、地域診断及び社会資源の開発の助言等（地域の状況把握、地域で不足している事業所等の課題に対する助言等）を行うコンサルテーション（地域づくり支援）機能を併せた持った機能とし、各地域ネットワーク単位で各地域ネットワークが事務局としてスーパーバイズチーム（医療、保健、教育及び福祉等の複数の専門家で構成）を組織した上で各地域ネットワークが担う機能とし、令和3年度から各地域ネットワークで準備が整い次第運用を開始する予定としています。

- ②-3 「医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業」として、障害福祉サービス事業所等が人工呼吸器・介護ベッドその他の医療機器等を購入する際の費用の一部を7事業所に補助するとともに、「喀痰吸引等実施介護人材確保事業」として、医療的ケア児・者が利用する障害福祉サービス事業所等における喀痰吸引等が実施可能な介護職員を確保するため、不特定者を対象に喀痰吸引等を実施するための研修（第1号研修・第2号研修）を受講する際の費用の一部を2事業所に補助しました。
- ③ 特定者に喀痰吸引等を実施するための研修（第3号研修）を社会福祉法人三重県社会福祉協議会に委託し、集合型研修にて2回実施しました。
- ④ 地域別に5か所の病院等に「重症心身障がい児（者）相談支援事業」を委託し、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意しながら、医療的ケア児・者を含む重症心身障がい児（者）に係る相談支援事業を実施しています。
- ⑤ 三重県障害者自立支援協議会の専門部会の一つである「医療的ケア課題検討部会」は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、令和2年度は中止としました。

<令和2年度の他課における取組>

- ① 教育の取組（特別支援教育課）
 - ・特別支援学校メディカル・サポート事業
- ② 医療の取組（医療政策課）
 - ・小児在宅医療・福祉連携事業
 - ・地域療育支援施設運営事業
 - ・地域療育支援施設設備整備事業
 - ・日中一時支援事業
- ③ 子育て支援の取組
 - ・医療的ケア児保育支援モデル事業（少子化対策課）
 - ・母子保健支援者育成事業（子育て支援課）